

令和8年度 江別市職員採用試験案内

【カムバック採用／建築技術職・土木技術職・電気技術職・保育士】

★江別市が求める人材★

- ① 自ら市内に居住し、市民目線で貢献心を持って取り組める人
- ② 自ら考え、情熱を持って積極的に行動できる人
- ③ 自ら目標を持って、その実現のために絶えず努力できる人

受付期間:令和8年6月2日(火)～同月29日(月)17時15分

※試験申込みは、市ホームページ上に掲載している「令和8年度江別市職員採用試験WEB申込み利用案内」を必ず確認し、市ホームページ上の「試験申込みページリンク」により「江別市職員採用試験システム」から行ってください。

※原則、WEB申込み以外の申込みは受け付けませんが、WEB申込みができない特段の事情がある場合には、江別市職員課にお問い合わせください。

1 職種・試験区分・職務内容など

職種	試験区分	職務内容	採用予定数
建築技術職	カムバック 採用	市長部局、水道部などに配属され、市公共施設工事の設計、施工監理、建築確認申請に係る審査などの業務に従事します。	若干名
土木技術職		市長部局、水道部などに配属され、土木工事の設計、施工管理、都市計画、水質検査などの業務に従事します。	
電気技術職		市長部局、水道部などに配属され、電気設備等の設計や工事監督、水道設備等の管理、設備の制御システムの構築・点検などの業務に従事します。	
保育士		保育園などの児童福祉施設等に配属され、保育の業務や地域における子育て推進事業などの業務に従事します。	

2 受験資格

受験資格	次の要件を全て満たす方 ・昭和57年4月2日以降に生まれた方 ・江別市職員採用試験に合格し、江別市職員として採用され、実務経験を5年以上有する方 ・本市を退職した日の翌日から起算して、令和9年3月31日時点で10年を経過していない方 ・本市において、懲戒免職、分限免職の処分を受けたことがない方 ・本市退職後、懲戒処分に該当する行為がない方 ・採用後、江別市内に居住が可能な方
------	--

※申込みが可能な職種は当市退職時の職種に限る。

※実務経験は、休職、停職、育児休業等の期間を除くほか、次の職員として勤務した経歴も除く。

- ・地方公務員法第3条第3項の規定による特別職の職員
- ・地方公務員法第22条の2の規定による会計年度任用職員
- ・地方公務員法第22条の3第1項の規定による臨時的任用職員
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員

※次のいずれかに該当する方は、受験できません。(地方公務員法第16条)

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- 2 江別市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 試験方法・試験内容など 試験

日 時 / 会 場	受験者に、別途お知らせします。
選 考 方 法	個別面接試験(主として人物評価を行います。)、江別市職員として在職時の勤務成績により選考を行います。 ※1回の面接により最終合格者を選考します。
合 格 発 表	受験者に、別途お知らせします。

4 受験申込手続き

市ホームページに掲載している「[試験申込みページリンク](#)」により「江別市職員採用試験システム」から、WEB申込みを行ってください。受付期間内に全ての手続きが完了していない場合は、理由を問わず申込みを受け付けません。

手順① 【WEB申込み】	<p>【WEB申込み】</p> <p>市ホームページに掲載している「令和8年度江別市職員採用試験WEB申込み利用案内」を必ず確認し、必要事項を入力してください。 次のQRコード又はURLからアクセスしてください。</p>  <p>(URL:http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/employment/)</p> <p>※登録の際、キャリアメールアドレスは設定しないでください。(誤ってキャリアメールアドレスを設定した場合、受験に必要な「受験依頼メール」を正しく表示できない可能性があります。)</p> <p>【受付期間】</p> <p>令和8年6月2日(火)から令和8年6月29日(月)午後5時15分受信分まで ※受付期間中に正常に受信したものののみ有効とします。 ※締切り直前は、サーバの混雑が予想されますので、余裕を持って早めに手続きを行ってください。 ※登録されたメールアドレス宛てに確認メールが自動送信されます。メールが届かない場合はメールアドレスに誤りがある可能性がありますので、再度登録し直してください。 ※申込手続きが複数回あった場合は、最終受信分を有効とします。</p> <p>【添付データ】</p> <ul style="list-style-type: none">・顔写真(6か月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの写真) ※サイズは、縦4cm×横3cm 又は縦4:横3 ※通常眼鏡をかけている人は眼鏡をかけているもの。・保育士証の写し(保育士に限る。)・卒業証明書(退職後に大学等に入学し卒業した場合に限る。)・成績証明書(退職後に大学等に入学し卒業した場合に限る。) <p>※大学院修了の方は、大学院の証明書と併せて大学の証明書も提出してください。 ※期限までに提出が間に合わない場合は、その他の質問内容を先行して入力し、書類の提出予定日を連絡願います。</p>
-----------------	--

注 意 事 項	<p>【申込手續全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンから送信される電子メールが受信できるように設定してください。また、ドメイン指定受信の設定をしている場合は、「@city.ebetsu.lg.jp」、「@bsmrt.biz」からのメールを受信できるよう追加設定してください。 ・通信機器の通信トラブル等には一切責任を負いませんのでご了承ください。 ・通信料は各自負担となりますのでご了承ください。 <p>【WEB申込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込受付期間中は、24時間申込みができますが、システムの保守・点検等を行う場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。 ・登録情報に不備があった場合は、申込みを受け付けないことがあります。 ・入力された内容等について、「連絡先」欄の電話番号に市職員課から確認の連絡をすることがありますので、日中に連絡がとれる電話番号を記入してください。
---------	--

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、原則、**令和8年10月1日付けの採用内定候補者**となります。
- (2) 日本国籍を有しない職員は、「公権力の行使又は公の意思形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という原則に基づき、市政の企画立案決定等に関する課長職以上の職及び人事財政等の市の基本政策の決定に携わる係長職に就任することはできません。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合(受験資格を見込みで受験する場合において、今年度末までに受験資格要件を満たさない場合を含む。)には、合格を取り消します。
- (4) 申込内容の不実等が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (5) 試験の受験及び採用に伴う旅費は、一切支給しません。
- (6) 性犯罪歴に関する申告と取り扱いについて **※保育士に限る**
 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和8年12月25日までに施行予定)に基づき、採用選考において、こどもに接する業務に従事する職員の性犯罪歴の有無を確認いたします。
 - 1 申告事項
 WEB申込み時や採用選考の過程において、ご自身に特定性犯罪歴がないことについて申告等を行っていただきます。
※試験案内後半の【特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者について】をご確認のうえ申込み願います。
 - 2 性犯罪歴の確認について
 採用選考の過程において、法に基づき、性犯罪歴の有無について公的な方法で確認を行います。
 この確認は、こども家庭庁が提供するシステムを利用し、プライバシー保護に配慮した上で行われます。
 - 3 虚偽申告があった場合の取り扱い
 以下のいずれかに該当する事実が判明した場合は、その後の採用選考手続きを進めることができない、または内定を取り消すことがあります。なお、採用後に判明した場合には、採用を取り消すことがあります。
 - (1) 申告内容に虚偽があった場合
 申告された性犯罪の有無が、公的な確認結果と異なることが判明した場合
 - (2) 確認手続きに応じない場合
 法に定める性犯罪歴の確認手続きに必要な書類の提出や、オンラインシステムへの登録等に協力いただけない場合、または法定期限までに確認が出来ない場合
 - 4 こどもと接する業務について
 性犯罪歴が確認された場合、いかなる場合も「こどもに接する業務」への従事はできません。また、虚偽の申告が判明した場合も同様の取り扱いとなります。

6 給与の概要

初任給	当市在職時の職歴及び退職後の職歴に応じ決定されます。
諸手当	・期末手当(6月・12月)、勤勉手当(6月・12月)、寒冷地手当が支給されます。 ・その他条例に定める支給要件を満たす場合には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などが支給されます。

受験手続きなどのお問い合わせは…

江別市総務部職員課

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

電話番号 011(381)1007

ホームページ <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/employment/>

【特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者について】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの